

# 令和元年余市町議会第3回定例会会議録（第4号）

開 議 午前10時00分  
閉 会 午後 1時58分

○招 集 年 月 日

令和元年9月17日（火曜日）

○招 集 の 場 所

余市町議事堂

○開 議

令和元年9月20日（金曜日） 午前10時

○出 席 議 員 （18名）

余市町議会議長	12番	中井 寿夫
余市町議会副議長	17番	土屋 美奈子
余市町議会議員	1番	野呂 栄二
〃	2番	吉田 豊
〃	3番	近藤 徹哉
〃	4番	藤野 博三
〃	5番	内海 博一
〃	6番	庄 巖龍
〃	7番	吉田 浩一
〃	8番	茅根 英昭
〃	9番	彫谷 吉英
〃	10番	寺田 進
〃	11番	白川 栄美子
〃	13番	安久 莊一郎
〃	14番	大物 翔
〃	15番	中谷 栄利
〃	16番	山本 正行
〃	18番	岸本 好且

○欠 席 議 員 （0名）

○出 席 者

余 市 町 長	齊 藤 啓 輔
副 町 長	細 山 俊 樹
総 務 部 長	須 貝 達 哉
総 務 課 長	増 田 豊 実
企 画 政 策 課 長	阿 部 弘 亨
地 域 協 働 推 進 課 長	小 黒 雅 文
財 政 課 長	高 橋 伸 明
税 務 課 長	紺 谷 友 之
民 生 部 長	前 坂 伸 也
福 祉 課 長	照 井 芳 明
子 育 て ・ 健 康 推 進 課 長	芹 川 か お り
保 険 課 長	羽 生 満 広
環 境 対 策 課 長	成 田 文 明
経 済 部 長	渡 辺 郁 尚
農 林 水 産 課 長	濱 川 龍 一
商 工 観 光 課 長	橋 端 良 平
建 設 水 道 部 長	山 本 金 五
建 設 課 長	篠 原 道 憲
ま ち づ く り 計 画 課 長	千 葉 雅 樹
下 水 道 課 長	庄 木 淳 一
水 道 課 長	中 村 利 美
会 計 管 理 者 ( 併 ) 会 計 課 長	秋 元 直 人
農 業 委 員 会 事 務 局 長	水 野 貴 司
教 育 委 員 会 教 育 長	佐 々 木 隆
教 育 部 長	上 村 友 成
社 会 教 育 課 長	奈 良 論

選挙管理委員会事務局長  
(併) 監査委員事務局長

中 島 豊

審査委員会委員の選任につき同意を  
求めることについて

○事務局職員出席者

事 務 局 長 杉 本 雅 純  
書 記 細 川 雄 哉  
書 記 小 林 宥 斗

第 1 0 認定第 1 号 平成 3 0 年度余市町  
水道事業会計決算認定について

第 1 1 決議案第 1 号 並行在来線の存続等  
に関する調査特別委員会設置に関する  
決議

第 1 2 意見案第 1 号 林業・木材産業の成長  
産業化に向けた施策の充実・強化を  
求める要望意見書

第 1 3 意見案第 2 号 水産業の体質強化を  
求める要望意見書

第 1 4 意見案第 3 号 太陽光発電の適切な  
導入に向けた制度設計と運用を求め  
る要望意見書

第 1 5 意見案第 4 号 義務教育の機会均等  
の確保と教育予算の確保・拡充を求  
める要望意見書

第 1 6 意見案第 5 号 生産段階からプラス  
チックごみ減量対策に取り組むこと  
を求める要望意見書

第 1 7 意見案第 6 号 マクロ経済スライド  
の廃止で「減らない年金」の実現を  
求める要望意見書

第 1 8 意見案第 7 号 高齢者の安全運転支  
援と移動手段の確保を求める要望意  
見書

第 1 9 意見案第 8 号 所得税法第 5 6 条の  
廃止を求める要望意見書

第 2 0 意見案第 9 号 令和 2 年度以降の幌  
延深地層研究計画(案)の撤回と、  
同センターの廃止を求める要望意見  
書

第 2 1 閉会中の継続審査調査申出について

○議 事 日 程

- 議長の諸般報告
- 第 1 議案第 6 号 余市町特定教育・保  
育施設及び特定地域型保育事業の利  
用者負担に関する条例の一部を改正  
する条例案
- 第 2 議案第 7 号 余市町特定教育・保  
育施設及び特定地域型保育事業の運  
営に関する基準を定める条例の一部  
を改正する条例案
- 第 3 議案第 8 号 余市町放課後児童健  
全育成事業の設備及び運営に関する  
基準を定める条例の一部を改正する  
条例案
- 第 4 議案第 9 号 余市町家庭的保育事  
業等の設備及び運営に関する基準を  
定める条例の一部を改正する条例案
- 第 5 議案第 1 0 号 余市町水道事業給水  
条例の一部を改正する条例案
- 第 6 議案第 1 1 号 積丹町の旅券交付申  
請及び交付に関する事務の受託につ  
いて
- 第 7 議案第 1 2 号 赤井川村の旅券交付  
申請及び交付に関する事務の受託に  
ついて
- 第 8 議案第 1 3 号 平成 3 0 年度余市町  
水道事業会計未処分利益剰余金の処  
分について
- 第 9 議案第 1 4 号 余市町固定資産評価

開 議 午前 1 0 時 0 0 分

○議長(中井寿夫君) ただいまから令和元年余

市町議会第3回定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は18名です。

よって、定足数に達しましたので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

---

○議長（中井寿夫君） 昨日議会運営委員会が開催されましたので、その結果について委員長からの報告を求めます。

○4番（藤野博三君） 昨日委員会室におきまして議会運営委員会が開催されましたので、その審議経過並びに結果につきまして私からご報告申し上げます。

委員7名の出席のもと、さらに説明員として細山副町長、須貝総務部長、増田総務課長の出席がありましたことをご報告申し上げます。

今回審議されました内容につきましては、追加案件についてであります。新たに追加されました案件は、議案1件、決議案1件、意見案9件、閉会中の継続審査調査申出について、他に議長の諸般報告であります。

なお、日程の割り振りににつきましては、議員各位のお手元に日程表が配付されておりますので、省略させていただきます。

さらに、内容につきましてご報告申し上げます。

日程第9、議案第14号 余市町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてにつきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第11、決議案第1号 並行在来線の存続等に関する調査特別委員会設置に関する決議につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第12、意見案第1号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める要望意見書ないし日程第20、意見案第9号 令和2年度以降の幌延深地層研究計画（案）の撤回と、同

センターの廃止を求める要望意見書までの意見案9件につきましては、議員発議でありますので、それぞれ即決にてご審議いただくことに決しました。

なお、意見案第1号ないし意見案第5号につきましては、一括上程の上、ご審議いただくことに決しました。

日程第21、閉会中の継続審査調査申出についてであります。

以上を申し上げまして、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（中井寿夫君） 委員長の報告が終わりました。

ただいま議会運営委員会の委員長から報告ありましたとおり、議案1件、決議案1件、意見案9件、閉会中の継続審査調査申出についてを本日の日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案1件、決議案1件、意見案9件、閉会中の継続審査調査申出についてを本日の日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

なお、追加後の日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

---

○議長（中井寿夫君） この際、諸般の報告をいたします。

委員の派遣についてご報告申し上げます。会議規則第73条の規定に基づき産業建設常任委員会より10月15日から18日までの4日間、静岡県函南町、愛知県南知多町に所管事務調査にかかわる行政視察のため委員の派遣要求があり、これを承認いたしましたので、ご報告いたします。

以上で諸般報告を終わります。

---

○議長（中井寿夫君） 次に、さきに議会運営委

員会の委員長から報告がありましたように、日程第1、議案第6号 余市町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例案、日程第2、議案第7号

余市町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案、以上2件を一括議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、日程第1ないし日程第2を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○子育て・健康推進課長(芹川かおり君) ただいま一括上程となりました議案第6号 余市町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例案並びに議案第7号 余市町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

このたびの一部改正につきましては、本年10月から実施されます幼児教育、保育の無償化に向け、子ども・子育て支援法並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める内閣府令の改正が行われたことに伴い、関係条例につきまして所要の改正を行うものであります。

主な内容でございますが、字句の改正及び余市町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業における食事の提供に要する費用の取り扱いとして、小学校就学前の子供に関する副食の提供に要する費用負担に関する規定を追加するものでございます。

初めに、議案第6号 余市町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例案について、議案を朗

読し、ご説明申し上げます。

議案第6号 余市町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例案。

余市町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年9月17日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開きください。余市町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例。

余市町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例(平成28年余市町条例第1号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第4条及び第6条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第7条中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

附則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

次に、一括上程されております議案第7号 余市町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する条例の一部を改正する条例案について、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第7号 余市町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案。

余市町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年9月17日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。余市町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

第1条 余市町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成27年余市町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第37条第1項中「A型をいう。」の次に「第42条第3項第1号において同じ。」を、「B型をいう。」の次に「第42条第3項第1号において同じ。」を加える。

第42条第1項中「この項」を「この項から第5項まで」に改め、ただし書を削り、同項第2号中「をいう。」の次に「以下この条において同じ。」を加え、同条第2項から第4項までを次のように改める。

2 町長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると町が認める者

4 町長は、特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。

第42条に次の5項を加える。

5 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、町長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）

(2) 児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務又は同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、同法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

6 居宅訪問型保育事業を行う者は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第37条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあつては、第1項本文の規定にかかわらず、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設（児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の町の指定する施設を適切に確保しなければならない。

7 事業所内保育事業（第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。次

項において「保育所型事業所内保育事業」という。)を行う者については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、第1項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。

8 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、町長が適当と認めるもの(附則第5条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。)については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

9 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者等との密接な連携に努めなければならない。

附則第5条中「特定地域型保育事業者」の次に「(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)」を加え、「5年」を「10年」に改める。

第1条につきましては、主に特定地域型保育事業者による連携施設の確保に関する要件緩和等についての改正でございます。

第2条 余市町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

第2条第9号中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第10号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第11号中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条中第22号を第27号とし、第17号から第21号までを5号ずつ繰り下げ、同条第16号中「法第28条第4項の規定」を「法第28条第4項」に、「法第30条第4項の規定」を「法第

30条第4項」に、「支給認定保護者」を、「教育・保育給付認定保護者」に改め、同号を同条第21号とし、同条中第15号を第20号とし、第14号を第19号とし、同条第13号中「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改め、同号を同条第18号とし、同条中第12号を第17号とし、第11号の次に次の5号を加える。

(12) 満3歳以上教育・保育給付認定子ども 子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号。以下「令」という。)第4条第1項に規定する満3歳以上教育・保育給付認定子どもをいう。

(13) 特定満3歳以上保育認定子ども 令第4条第1項第2号に規定する特定満3歳以上保育認定子どもをいう。

(14) 満3歳未満保育認定子ども 令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもをいう。

(15) 市町村民税所得割合算額 令第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。

(16) 負担額算定基準子ども 令第13条第2項に規定する負担額算定基準子どもをいう。

第3条第1項中「適切な内容」を「適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容」に改める。

第5条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「利用者負担」を「第13条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第6条の見出し中「利用申込みに対する正当な理由」を「正当な理由」に改め、同条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定に」を「教育・保育給付認定に」に改め、同条第4項中「支給認定保護者」を

「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第5項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第7条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第8条中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定の有無、支給認定子ども」を「教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改める。

第9条の見出し及び同条第1項中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第2項中「支給認定の」を「教育・保育給付認定の」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第10条及び第11条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第2条から第11条につきましては、主に法改正に伴う字句の改正でございます。

第13条第1項中「（特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条及び次条において同じ。）」を削り、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」に、「法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する市町村が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する市町村が定める額とする。）」を「満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第27条第3項第2号に掲げる額」に改め、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「規定する額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）をいい、当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあつ

ては法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）を、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用教育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額）」を「掲げる額」に改め、同条第3項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同項第3号中「に要する費用（法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）」を「（次に掲げるものを除く。）に要する費用」に改め、同号に次のように加える。

ア 次の（ア）又は（イ）に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ（ア）又は（イ）に定める金額未満であるものに対する副食の提供

（ア） 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 7万7,101円

（イ） 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ（イ）において同じ。） 5万7,700円（令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、7万7,101円）

イ 次の（ア）又は（イ）に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基

準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ（ア）又は（イ）に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。）

（ア） 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

（イ） 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者であるものを除く。）である者

ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供

第13条第4項第5号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第5項及び第6項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第13条につきましては、小学校就学前の子供に関する副食の提供に要する費用負担に関する規定の追加となっております。

第14条第1項中「に規定する施設型給付費をいい、法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項において同じ。」を「の施設型給付費をいう。以下同じ。」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「特定教育・保育を提供したことを証する書類」を「特定教育・保育提供証明書」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第16条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第17条中「支給認定子どもの」を「教育・保育

給付認定子どもの」に、「支給認定子ども又はその保護者」を「当該教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第18条中「支給認定子どもに」を「教育・保育給付認定子どもに」に、「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第19条の見出し中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条中「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

次のページをお開きください。

第20条各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条第5号中「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の」を「第13条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改める。

第21条第1項及び第2項ただし書、第24条の見出し並びに同条から第26条までの規定中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第27条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「支給認定子どもに」を「教育・保育給付認定子どもに」に、「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第28条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第30条第1項中「支給認定子ども又は支給認定保護者」を「教育・保育給付認定子ども又は教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子どもの」に、「支給認定子ども等」を「教育・保育給付認定子ども等」に改め、同条第3項及び第4項中「支給認定子ども等」を「教育・保育給付認定子ども等」に改める。



第32条第2項及び第4項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第34条第2項各号列記以外の部分中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、「の各号」を削り、同項第2号中「に規定する提供した特定教育・保育に係る必要な事項」を「の規定による特定教育・保育の提供」に改め、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第35条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、「同条第3項中「を含むものとして、本章」を「を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「とする。」を「と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）とする。」に改める。

第36条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「を含む」を「を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含む」に、「本章」を「前節」に、「、第13条第4項第3号中「除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。」とあるのは「除く。）とする」を「、同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「同号又は同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給

付認定子どもの総数」と、第13条第2項中「第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする」に改める。

第35条及び36条につきましては、特別利用保育及び特別利用教育の基準に関する規定を追加するものでございます。

第37条第1項中「のうち、家庭的保育事業にあつては、その」を「（事業所内保育事業を除く。）の」に、「の数を」を「の数は、家庭的保育事業にあつては」に改め、「その利用定員の数を」を削る。

第38条第1項中「利用者負担」を「第43条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第39条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」に、「支給認定に」を「教育・保育給付認定に」に、「支給認定子どもが」を「満3歳未満保育認定子どもが」に改め、同条第3項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同上第4項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「第42条」を「第42条第1項」に改める。

第40条第2項中「法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第41条中「支給認定子ども」を「満3歳未満保

育認定子ども」に改める。

第42条第1項第1号中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項第3号中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第9項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第43条第1項中「（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。以下この条及び第50条において準用する第14条において同じ。）」を削り、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「（当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する市町村が定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する市町村が定める額とする。）」を削り、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「（その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額）をいい、当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）を、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特例利用地域型保育に要した費用の額）」を削り、同条第3項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同項第4号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、

同条第5項及び第6項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第46条各号列記以外の部分中「の各号」を削り、「規定」を「規程」に改め、同条第5号中「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の」を「第43条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改める。

第47条第1項及び第2項ただし書中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第49条第2項各号列記以外の部分中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、「の各号」を削り、同項第2号中「に規定する提供した特定地域型保育に係る必要な事項」を「の規定による特定地域型保育の提供」に改め、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第50条中「特定地域型保育事業」を特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育」に、「第14条第1項」を「第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）について」と、第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項に、「法第27条第1項に規定する施設型給付費をいい、法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項において同じ。）」を「法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下」に、「法第29条第1項に規定する地域型保育給付費をいい、法第30条第1項に規定する特例地域型保育給付費を含む。以下この項において同じ。）」を「法第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第19条において」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同

条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」に改める。

第51条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同条第3項中「特別利用地域型保育を含むものとして、本章（第39条第2項及び第40条第2項を除く。）の規定を適用する」を「特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども（満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「同項第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定

地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする」に改める。

第52条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「特定利用地域型保育を含むものとして、本章の規定を適用する」を「特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特例利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に

規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。)に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げる者を除く。)に要する費用」とする」に改める。

第51条及び第52条につきましては、特別利用地域型保育の基準に関する規定の追加でございます。

附則第2条第1項中「(法第27条第3項第2号に掲げる額(特定教育・保育施設が)とあるのは「(当該特定教育・保育施設が)と、「定める額とする。という。）」とあるのは「定める額をいう。）」を「教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子ども)とあるのは「教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子ども(特定保育所(法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。))から特定教育・保育(保育に限る。第19条において同じ。))を受ける者を除く。以下この項において同じ。))」に、「(法第27条第3項第1号に規定する額)とあるのは「(法附則第6条第3項の規定により読み替えられた法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額)を「当該特定教育・保育」とあるのは「当該特定教育・保育(特定保育所における特定教育・保育(保育に限る。))を除く。))」に改める。

附則第3条を次のように改める。

### 第3条 削除

#### 附則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。

以上、一括上程されました議案第6号 余市町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例案並びに議案第7号 余市町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する条例の一部を改正する条例案につきまして提案理由をご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料といたしまして条例の新旧対照表をそれぞれ添付しておりますので、ご高覧いただきますようお願い申し上げます。

○議長(中井寿夫君) 提案理由の説明が終わりました。

一括議題の議案2件についてこれより質疑を行います。

○14番(大物 翔君) 確認を含めて幾つか伺わせていただきたいと思います。

いろいろな立場からいろいろな見解ってございましょうけれども、つまるところ子育てというものをごとういところが主体となって担っていくのか、もしくはそれを支えるためにどうしていくのかという点がとても大事だと思うのです。その中で随時聞いていきたいところだったのですけれども、今回無償化されていく部分等もございましてけれども、ただ全部が無償化するわけではもちろんないと。心配事の一つとしては、おおむね今までと変わらないか、利用者の負担というのが下がっていくか、主にこのどちらかだと思うのですけれども、万が一制度の変更の結果、利用者負担の逆転現象というのが起きるケースというのではないのかというのを1つ目に伺いたいところ。

2つ目としては副食費の関係だったのですけれども、余市町はこれまで条例のほうにははっきりとお幾ら、お幾らというふうには書いていないと。規則のほうで定めているかと思うのですが、現在この部分というのは幾らになっているのか。そして、今回制度が変わっていくことによってその負担額というのはどう変わっていくのか。

そして、条例の中にもありますけれども、家庭的保育の分野というものがあるのですけれども、これに該当しているケースというのは現在あるのでしょうか。その辺を改めて伺いたいと思います。

○子育て・健康推進課長(芹川かおり君) 14番、大物議員のご質問に答弁申し上げます。

まず、第1点目の部分でございますけれども、

今回の制度の部分で利用者負担額の逆転現象がないのかというご質問の部分でございますけれども、今回新しく制度が変わる部分におきまして、負担額が増加する方がいらっしゃるかどうかということで調査した結果、逆転現象を起こすケースはないものと把握しております。

また、第2点目の部分の副食費の負担額の部分でございますけれども、今回副食費の部分につきましては幼稚園、保育所等の3歳から5歳までの食材費の部分につきまして施設の実費徴収というふうになってございます。余市町といたしましては、副食費の部分ですけれども、これまで保育所の保育料の中に含まれておりました4,500円ということで、国から示された基準額に基づきまして徴収ということを考えております。この副食費につきましては、まず幼稚園の部分につきましてはこれまでも副食費の部分、それから主食費の部分の徴収もあったというふうに聞いております。また、町の保育所につきましては、主食の部分の持参、それから副食費の部分は保育料の一部に含まれているということで、今後も継続した形で徴収というふうに考えております。

次ですけれども、3点目の家庭的保育事業等の部分でございます。家庭的保育事業の部分につきましては、現在余市町の部分では施設等はございません。

**○14番（大物 翔君）** 逆転現象のことについては了解いたしました。

副食費に関する部分なのですが、これもいろいろ議論ある部分かとは思っておりますけれども、国の大きな枠組みとしたらなるべく保護者の負担を減らしていこうという大きな流れの中で出てきている。ただ、制度上ちょっとそこは対象になりませんということで、従来のやり方からすればちょっと外に出て、そこはご負担くださいというふうになっているのですけれども、食べるということはやっぱり大事なことだと思うのです。小

中学校の給食費に関してもそうだと思うのですが、私がまだ小学校に上がったばかりのところというのは、逆に保育所から小学校に上がるというケースは、私の住んだ地域の場合とはということかもしれません、余りなかったように感ずるのです。幼稚園から小学校に上がるという方のほうが多かったかなと。あくまで私の住んだ地域だったという話なのですけれども。さきの一般質問の中でも申し上げていましたけれども、結局働かざるを得ないと。だから、子供を預けざるを得ないのだと。それはいろいろな理由からですが、そういった部分も考えていくと、今後子育て全体というもので独自にこの部分を引き下げていくための試みというのがまた大事になってくるのではないかなと私思うのです。かといって公立だけがそれをやったら民業圧迫という部分も出てくるので、これは民官の別なくという部分になってくるのですけれども、そういう部分に踏み込んでいくことも今後必要ではないかと考えるのですが、そのあたりはどう考えていらっしゃるのか。

家庭的保育のほうも町としては施設はありませんということでしたが、民間のほうだとどうなのでしょう。その辺は、把握されているのでしょうか。お願いします。

**○子育て・健康推進課長（芹川かおり君）** 14番、大物議員の再度のご質問に答弁申し上げます。

まず、1つ目の副食費の部分の考え方の部分かと思っておりますけれども、町といたしましてまず副食費の部分の考え方につきましては、国においてもさまざまな議論があったところがございますけれども、在宅で子育てをする場合でも生じる費用ということで現行制度においても保護者が負担しているということで、それを国としても原則としているところがございます。町といたしましては、やはり幼稚園等との均衡の部分、また保育所においてこれまでも徴収してきたというところの経緯を踏まえまして、保育所の副食費の部分につきま

しては国が示しているとおりに今回徴収というところで取り進めていきたいというふうに考えております。

2点目の家庭的保育事業の部分でございますけれども、家庭的保育事業の部分に関しましては家庭的保育ですとか、あと小規模保育、居宅訪問型保育、また事業所内保育というようなものが入っております。そういった中で町全体におきまして現在そういった施設はないということでございます。

○14番（大物 翔君） 後のほうの質問はわかりました。

副食費の考え方だったのですけれども、確かに家で御飯食べればそのぐらひはかかるでしょうというのはもちろんわかるのです。さきに申しあげましたけれども、本当を言えばなるべく家で子供を育てられる環境というのが本当は理想だと思っております。ただ、それでもちゃんと仕事に復帰できるだとか、あるいはその間ちゃんと生活していけるだとか、もしくは復帰した後、どちらの性別の保護者でもそうですけれども、ちゃんと前と同じように働いていける状況が社会的に確保できているかどうかという部分もあると思っております。ただ、現実私がこれまで見聞きしてきた範囲でございますけれども、子供を預けて働いているのだけれども、稼いだ分が全部保育料で消えているのだというケースというのも間々あるのです。ただ、その間は頑張るしかないねという話なのですけれども、結局広く捉えて少子化というものを見ていったときに家庭でできる範囲でぎりぎりいっぱいというふうに見てきて、それぞれ頑張ってきたわけです。その結果がよくも悪くも現在だと思っております。それを何とかしていかなければいけないし、負担も減らさねばとなれば、もう一步踏み込んだ独自の考え方というのも大事なことだと。また、他方で余市町だけそうやってどんどんやっていたら周りとの格差が生まれますよねというような

話もひょっとしたら出てくるかもしれない。だったら、余市町は単独でやるというよりも周辺の5カ町村巻き込んだっていいと思うのです。共同でやっていく。費用負担の仕方は、別途考えなければいけないですけれども。とにかく地域で子供を育てるのだと、それを支えるための環境をもっともっと整備していくのだという姿勢をもっと明快に打ち出していくことも大事なのではないかなと思うのですが、最後改めて伺います。

○子育て・健康推進課長（芹川かおり君） 14番、大物議員の再度の質問にご答弁申し上げます。

ただいまお話がございました副食費の部分、そして子育ての支援の部分と絡んでいる部分あるかと思っております。副食費の部分につきましては、近隣市町村の部分の調査もしております。そういった中で小樽市、倶知安、岩内ですとか、そういったあたりでは本町と同じような形で4,500円という形で副食費の徴収を行うというふうに伺っております。また、子供さんの出生数の少ないところで確かに無償化というなお話も認識はしております。町といたしましても、そういったあたりでは今後一定の期間を見据えながら、国の動向、また近隣市町村等の状況も把握しながら今後調査研究をした上で町にとってどのような形がよいのかということを考えてまいりたいと思っておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

まず、議案第6号についてお諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第6号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第6号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第6号 余市町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号についてお諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第7号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第7号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第7号 余市町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午前11時05分

---

再開 午前11時20分

○議長(中井寿夫君) 休憩前に引き続き会議を

開きます。

---

○議長(中井寿夫君) 日程第3、議案第8号 余市町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○子育て・健康推進課長(芹川かおり君) ただいま上程されました議案第8号 余市町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

このたびの一部改正につきましては、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める省令の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

改正の主な内容でございますが、放課後児童支援員の認定資格研修に関する研修実施権限について指定都市の長が加えられたことから、支援員が受講しやすい環境を整備するため、改正を行うものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第8号 余市町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案。

余市町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年9月17日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。余市町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

余市町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成27年余市町条例第2号)の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「都道府県知事」の次に「又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第

1項の指定都市の長」を加える。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

以上、議案第8号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料といたしまして条例の新旧対照表を添付いたしておりますので、ご高覧いただきますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第8号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第8号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第8号 余市町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（中井寿夫君） 日程第4、議案第9号 余市町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基

準を定める条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○子育て・健康推進課長（芹川かおり君） ただいま上程されました議案第9号 余市町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

このたびの一部改正につきましては、本年10月から実施される幼児教育、保育の無償化に向け、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める省令の一部が改正されたことから、余市町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について所要の改正を行うものであります。

改正の主な内容でございますが、家庭的保育事業者等による卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の確保に関する要件緩和、家庭的保育事業における自園調理に関する規定の適用を猶予する経過措置期間の延長等について改正を行うものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第9号 余市町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案。

余市町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年9月17日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開きください。余市町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

余市町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成27年余市町条例第3号)の一部を次のように改正する。

第5条第5項中「次条第2号」を「次条第1項第2号」に、「第16条」を「第16条第1項」に改



める。

第6条中「保育所をいう。」の次に「以下同じ。」を、「幼稚園をいう。」の次に「以下同じ。」を、「認定こども園」の次に「以下同じ。」を加え、同条ただし書を削り、同条第2号中「保育をいう。」の次に「以下この条において同じ。」を加え、同条に次の5項を加える。

2 町長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる全ての要件を満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等と次項に規定する連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 次項に規定する連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると町が認める者

4 町長は、家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用

しないこととすることができる。

5 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、町長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

次のページをお開き願います。

(1) 子ども・子育て支援法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）

(2) 法第6条の3第12項及び第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

6 家庭的保育事業者等は、連携施設を確保するに当たっては、連携協力の内容について連携施設の設置者と書面により契約等を締結するものとする。ただし、家庭的保育事業者等と連携施設の設置者が同一である場合は、この限りではない。

第16条第2項第3号中「（家庭的保育事業者等が離島その他の地域であって、前2号に掲げる搬入施設の確保が著しく困難であると町が認めるものにおいて家庭的保育事業等を行う場合に限る。）」を削り、同項に次の1号を加える。

(4) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として町が適当と認めるもの（家庭的保育事業者が第22条

に規定する家庭的保育事業を行う場所（第23条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。）

第37条第5号を削る。

第40条ただし書を削る。

第45条中「第6条第1号」を「第6条第1項第1号」に改め、同条に次の1項を加える。

2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行う者であって、町長が適当と認めるもの（附則第3条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第6条第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

附則第2条を次のように改める。

（食事の提供の経過措置）

第2条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において現に存する法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設又は事業を行う者（次項において「施設等」という。）が、施行日以後に家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、施行日から起算して5年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号（調理設備に係る部分に限る。）、第23条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第28条第1号（調理設備に係る部分に限る。）（第32条及び第48条において準用する場合を含む。）及び第4号（調理設備に係る部分に限る。）（第32条及び第48条において準用する場合を含む。）、第29条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第31条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第33条第1号（調理設備に係る部分に限る。）及び第4号（調理設備に係る部分に限る。）、第34条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第43条第1号（調理室に係る部分に限る。）及び第5号（調理室に係る部分に限る。）、第44条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）並びに第47条第1項本文（調

理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。

2 前項の規定にかかわらず、施行日以後に家庭的保育事業の認可を得た施設等については、施行日から起算して10年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号（調理設備に係る部分に限る。）及び第23条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、利用乳幼児への食事の提供を家庭的保育事業所等内で調理する方法（第10条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。）により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。

附則第3条中「家庭的保育事業者等」の次に「（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）」を加え、「5年」を「10年」に改める。

附則第4条の見出しを「（小規模保育事業B型等に関する経過措置）」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

以上、議案第9号につきまして提案理由を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料といたしまして条例の新旧対照表を添付いたしておりますので、ご高覧いただきますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

○7番（吉田浩一君） 先ほど議案7号のときに余市町内には家庭的保育だとか、あと企業でやっている保育所だとかというのはありませんという、そういう答弁がされたのですけれども、全般的に10月1日からの関係で条例を変えなければならないということはわかります。それで、本文の

中で5年を、今まで5年経過したものを今度は10年というふうに要するになっているのです。10年にした経過、なぜ10年なのか、単純に。その部分お願いします。

○子育て・健康推進課長（芹川かおり君） 7番、吉田議員のご質問に答弁申し上げます。

ただいまご質問がございました自園調理の原則の部分で適用の期間の猶予期間、5年から10年に延長されたという部分のご質問かと思えます。認可保育所の部分に関しては、自園調理というのが原則になっております。家庭的保育事業につきましても自園調理が原則でございますけれども、新制度が平成27年に開始されまして、その後認可事業として位置づけられた際に自園調理を行っている既存の事業所が全国で半数程度ということで少ない状況があったことから、このたび既存事業所につきましては自園調理の原則の適用5年という猶予で行ってまいりましたが、それを10年ということで5年間の延長をしたものでございます。

○7番（吉田浩一君） もう一回お尋ねします。

余市町にはないのですよね、この施設。現時点ではないのですよね。それをないのだから、よそのところはそういう事例があって、5年たってもできないから10年延ばしたよということはわかります。これ余市町の条例なのだから、なぜ余市町では10年というふうにしたのですか。5年であってもいいはずだし、7年であってもいいはずだし、なぜ10年としたのか。そこ答弁お願いします。

○子育て・健康推進課長（芹川かおり君） ただいまの7番、吉田議員の再度のご質問にご答弁申し上げます。

このたびの改正の部分に関しましては、国の法改正に従うべき改正ということで、この部分で5年から10年という形で改正のほうをさせていただいたということになります。

○7番（吉田浩一君） 国が10年としたから、余市町も10年だよという答弁ですよね、単純に言っ

たら。けれども、ここ余市町はこういうのをこれから認める場合、余市町の条例なのだから、5年で用意してくださいと、それでなかったら許可しませんよということでもよかったですと思うのです。だから、その部分はやはり国が10年と言っているから余市町も10年だというのはちょっといかかなという、そういう感想を持っているということで、答弁は必要ありませんので、そういう意見だけです。

○議長（中井寿夫君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第9号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第9号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第9号 余市町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

諸会議の開催、昼食を含め、午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時44分

---

再開 午後 1時00分

○議長（中井寿夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（中井寿夫君） 日程第5、議案第10号 余市町水道事業給水条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○水道課長（中村利美君） ただいま上程されました議案第10号 余市町水道事業給水条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

このたびご提案申し上げます余市町水道事業給水条例の一部を改正する条例案につきましては、水道法の一部を改正する法律（平成30年法律第92号）が公布され、令和元年10月1日から施行されることに伴い、関係部分について所要の改正を行おうとするものでございます。

改正の主な内容といたしましては、給水装置工事事業者の指定の有効期間が定められ、継続して指定を受ける事業者は改めて更新申請を行う規定と改正されましたことから、更新申請に係る審査に対する手数料を新たに規定するほか、水道法の一部改正に伴い水道法施行令が一部改正され、条項の一部が繰り下げられたことにより、あわせて関係部分について所要の改正を行おうとするものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第10号 余市町水道事業給水条例の一部を改正する条例案。

余市町水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年9月17日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。余市町水道事業給水条例の一部を改正する条例。

余市町水道事業給水条例（昭和39年余市町条例第30号）の一部を次のように改正する。

第34条第1項中「第4条」を「第6条」に改め

る。

別表3の1の項中「指定給水装置工事事業者指定申請」の次に「及び更新」を加える。

附則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

以上、議案第10号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料といたしまして新旧対照表を添付してございますので、ご高覧を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第10号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第10号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第10号 余市町水道事業給水条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（中井寿夫君） 次に、さきに議会運営委

員会の委員長から報告がありましたように、日程第6、議案第11号 積丹町の旅券交付申請及び交付に関する事務の受託について、日程第7、議案第12号 赤井川村の旅券交付申請及び交付に関する事務の受託についての以上2件を一括議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、日程第6ないし日程第7を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○福祉課長(照井芳明君) ただいま一括上程されました議案第11号 積丹町の旅券交付申請及び交付に関する事務の受託について並びに議案第12号 赤井川村の旅券交付申請及び交付に関する事務の受託についての提案理由をご説明申し上げます。

今回ご提案申し上げました旅券交付申請及び交付に関する事務の受託につきましては、平成31年3月15日に公布されました北海道条例第11号 北海道総合政策部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例に基づき、令和元年10月1日から積丹町並びに赤井川村にそれぞれ権限移譲されます旅券交付申請及び公布に関する事務につきまして、当該事務処理の管理、執行を委託したい旨依頼がありました件に関し、近隣町村との相互協力の必要性及び本町が北後志地区の中核として事務を受託するため、地方自治法第252条の14第3項の規定において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により旅券交付申請及び交付に関する事務の受託についてご決定を賜りたくご提案を申し上げます。

最初に、議案第11号 積丹町の旅券交付申請及び交付に関する事務の受託について朗読し、ご説明申し上げます。

議案第11号 積丹町の旅券交付申請及び交付に関する事務の受託について。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第1項の規定により、別紙のとおり規約を定め、積丹町の旅券交付申請及び交付に関する事務を受託することについて、同条第3項の規定において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年9月17日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開きください。余市町と積丹町の旅券交付申請及び交付に関する事務の委託に関する規約。

(委託事務の範囲)

第1条 積丹町は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第1項の規定に基づき、北海道から権限の移譲を受けた旅券法(昭和26年法律第267号)に基づく旅券交付申請及び交付に関する事務(以下「委託事務」という。)の管理及び執行を余市町に委託する。

(管理及び執行の方法)

第2条 委託事務の管理及び執行については、余市町の条例、規則その他の規程(以下「条例等」という。)の定めるところによる。

(経費の負担)

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、積丹町の負担とし、積丹町は当該年度に要した経費を余市町に支払うものとする。

2 前項に規定する経費の額及び納入の時期は、余市町長と積丹町長が協議して定める。

(委託事務の収支の分別)

第4条 余市町長は、その委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、余市町歳入歳出予算において分別して計上するものとする。

(決算の場合の措置)

第5条 余市町長は、地方自治法第233条第6項の規定により決算の要領を公表したときは、直ちに当該決算の委託事務に関する部分を積丹町長に通知するものとする。

(連絡会議等)

第6条 余市町長は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、必要があると認めるときは、積丹町長と連絡会議を開くものとする。

2 前項の連絡会議のほか、委託事務の円滑な運営を推進するため、必要に応じて両町の委託事務関係者による調整会議を開くことができる。

(条例等改廃の場合の措置)

第7条 余市町長は、委託事務の管理及び執行に適用される余市町の条例等の全部又は一部を改廃しようとするときは、あらかじめ積丹町長に通知しなければならない。

次のページをお開きください。

2 余市町長は、委託事務の管理及び執行に適用される余市町の条例等の全部又は一部を改廃したときは、直ちに当該条例等を積丹町長に通知しなければならない。

3 積丹町長は、前項の規定による通知があったときは、直ちに当該条例等を公表しなければならない。

(委託事務の廃止の場合の措置)

第8条 委託事務の全部又は一部を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、廃止の日をもってこれを打ち切り、余市町長がこれを決算する。

(補則)

第9条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、余市町長と積丹町長が協議して定める。

附則

この規約は、令和元年10月1日から施行する。

次に、一括上程されております議案第12号 赤井川村の旅券交付申請及び交付に関する事務の受託について朗読申し上げます。

議案第12号 赤井川村の旅券交付申請及び交付に関する事務の受託について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により、別紙のとおり規約を定め、

赤井川村の旅券交付申請及び交付に関する事務を受託することについて、同条第3項の規定において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年9月17日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開きください。余市町と赤井川村の旅券交付申請及び交付に関する事務の委託に関する規約。

(委託事務の範囲)

第1条 赤井川村は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、北海道から権限の移譲を受けた旅券法（昭和26年法律第267号）に基づく旅券交付申請及び交付に関する事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を余市町に委託する。

(管理及び執行の方法)

第2条 委託事務の管理及び執行については、余市町の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによる。

(経費の負担)

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、赤井川村の負担とし、赤井川村は当該年度に要した経費を余市町に支払うものとする。

2 前項に規定する経費の額及び納入の時期は、余市町長と赤井川村長が協議して定める。

(委託事務の収支の分別)

第4条 余市町長は、その委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、余市町歳入歳出予算において分別して計上するものとする。

(決算の場合の措置)

第5条 余市町長は、地方自治法第233条第6項の規定により決算の要領を公表したときは、直ちに当該決算の委託事務に関する部分を赤井川村長に通知するものとする。

(連絡会議等)

第6条 余市町長は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、必要があると認め

るときは、赤井川村長と連絡会議を開くものとする。

2 前項の連絡会議のほか、委託事務の円滑な運営を推進するため、必要に応じて両町村の委託事務関係者による調整会議を開くことができる。

(条例等改廃の場合の措置)

第7条 余市町長は、委託事務の管理及び執行に適用される余市町の条例等の全部又は一部を改廃しようとするときは、あらかじめ赤井川村長に通知しなければならない。

次のページをお開きください。

2 余市町長は、委託事務の管理及び執行に適用される余市町の条例等の全部又は一部を改廃したときは、直ちに当該条例等を赤井川村長に通知しなければならない。

3 赤井川村長は、前項の規定による通知があったときは、直ちに当該条例等を公表しなければならない。

(委託事務の廃止の場合の措置)

第8条 委託事務の全部又は一部を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、廃止の日をもってこれを打ち切り、余市町長がこれを決算する。

(補則)

第9条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、余市町長と赤井川村長が協議して定める。

附則

この規約は、令和元年10月1日から施行する。

以上、一括上程されました議案第11号及び議案第12号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(中井寿夫君) 提案理由の説明が終わりました。

一括議題の議案2件についてこれより質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

まず、議案第11号についてお諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第11号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第11号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第11号 積丹町の旅券交付申請及び交付に関する事務の受託については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号についてお諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第12号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第12号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第12号 赤井川村の旅券交付申請及び交付に関する事務の受託については、原案のとおり可決されました。

---

○議長(中井寿夫君) 日程第8、議案第13号 平成30年度余市町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○水道課長(中村利美君) ただいま上程されました議案第13号 余市町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、提案理由をご説明申し上げます。

このたびご提案申し上げます余市町水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、平成30年度水道事業会計の決算におきまして当年度純利益により未処分利益剰余金が発生したことから、余市町水道事業の剰余金の処分等に関する規定に定めた基準に基づき、その一部を減債積立金への積み立て措置を行いたく、ご提案申し上げますのであります。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第13号 平成30年度余市町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について。

平成30年度余市町水道事業会計未処分利益剰余金を次のとおり処分することについて、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第32条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年9月17日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。

記。

平成30年度余市町水道事業会計未処分利益剰余金3,554万5,697円のうち100万円を減債積立金に積み立て、残余を繰り越すものとする。

以上、議案第13号につきまして提案理由をご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(中井寿夫君) 提案理由の説明が終わり

ました。

これより質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第13号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第13号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第13号 平成30年度余市町水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、原案のとおり可決されました。

---

○議長(中井寿夫君) 日程第9、議案第14号 余市町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長(齊藤啓輔君) ただいま上程されました議案第14号 余市町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

ご承知のとおり、本町固定資産評価審査委員会委員につきましては、農業関係者、漁業関係者、商工関係者より1名ずつ、計3名の委員を町議会の同意をいただき選任をいたしているところでございますが、委員であります内海博一氏が本年7



月30日付をもって辞任いたしましたことから、余市町商工会議所へ後任者の推薦をお願いいたしましたところ、余市郡余市町栄町1076番地の小田寛氏の推薦をいただいたところでございます。任期につきましては、前任者の残任期間となりますことから、令和2年3月31日までとなります。地方税法第423条第3項では、固定資産評価審査委員会の委員は当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者、または固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから当該市町村の議会の同意を得て市町村長が選任するという規定になってございますので、このたび議員皆様のお手元に配付してございます余市郡余市町栄町1076番地、小田寛氏を余市町固定資産評価審査委員会委員として選任同意を賜りたく、ご提案申し上げる次第でございます。

小田寛氏の公職歴等を申し上げます。現住所は余市郡余市町栄町1076番地で、生年月日は昭和25年6月30日生まれでございます。職歴といたしましては、昭和43年4月から農業に従事し、昭和55年1月からは小田商店代表、平成2年5月から有限会社小田商店代表取締役、平成4年4月から有限会社北王よいち代表取締役を務め、平成17年7月から株式会社産クラよいち代表取締役、さらには平成18年8月から株式会社北王よいち代表取締役として現在に至っております。公職歴としましては、平成13年11月から平成22年10月まで余市商工会議所議員、同年11月から令和元年8月まで余市商工会議所常議員、同年同月から余市商工会議所副会頭に就任され、現在に至っております。また、平成26年4月から一般社団法人余市観光協会会長、さらには後志観光連絡協議会会長として現在に至っております。したがって、納税行政執行の上で小田寛氏が固定資産評価審査委員会委員として適任であると判断いたし、ここにご提案申し上げる次第でございます。

それでは、お手元に配付しております議案を朗

読いたします。

議案第14号 余市町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

余市町固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めます。

令和元年9月20日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開きください。記、住所、余市郡余市町栄町1076番地。氏名、小田寛。生年月日、昭和25年6月30日生まれ。

以上、提案理由のご説明をいたしましたので、何とぞご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第14号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第14号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第14号 余市町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり同意可決されました。

---

○議長（中井寿夫君） 日程第10、認定第1号 平成30年度余市町水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては、さきに議会運営委員会の委員長から報告のとおり、議長並びに議会選出の監査委員を除く議員16名をもって構成する平成30年度余市町水道事業会計決算特別委員会を設置し、閉会中といえども審査、調査のできますことをつけ加え、付託申し上げることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案につきましては議長並びに議会選出の監査委員を除く議員16名をもって構成する平成30年度余市町水道事業会計決算特別委員会を設置し、閉会中といえども審査、調査のできますことをつけ加え、付託申し上げることに決しました。

なお、ただいま設置されました特別委員会に対しましては、審査、調査の円滑化を図るため、地方自治法第98条の規定による書類の検閲及び検査の権限を付与することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、ただいま設置されました特別委員会に対し、地方自治法第98条の規定による書類の検閲及び検査の権限を付与することに決しました。

なお、本会議終了後、301、302号会議室において本特別委員会を開催いたしますので、ご参集願います。

---

○議長（中井寿夫君） 日程第11、決議案第1号 並行在来線の存続等に関する調査特別委員会設置に関する決議を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○4番（藤野博三君） ただいま上程されました決議案第1号 並行在来線の存続等に関する調査

特別委員会設置に関する決議につきまして、議案を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

決議案第1号 並行在来線の存続等に関する調査特別委員会設置に関する決議。

上記議案を別紙のとおり提出する。

令和元年9月20日提出、提出者、余市町議会議員、藤野博三。賛成者、余市町議会議員、大物翔、同じく野呂栄二、同じく庄巖龍、同じく吉田浩一、同じく白川栄美子、同じく山本正行。

余市町議会議長、中井寿夫殿。

次のページをごらんください。並行在来線の存続等に関する調査特別委員会設置に関する決議。

1. 本議会に7人の委員をもって構成する並行在来線の存続等に関する調査特別委員会を設置する。

2. 本委員会は、次の事項について調査する。

① 北海道新幹線の建設の動向及び地域振興について

② J R函館本線の経営継続を含めた並行在来線の維持・存続について

③ 国、北海道及び沿線市町村との連携について

3. 本委員会は、各常任委員会の所管に関係する事務について連絡調整を行う。

4. 本委員会は、閉会中も調査を行うことができるとし、議会において調査終了を議決するまで継続存置する。

以上のとおりであります。議員各位のご賛同をお願い申し上げ、提案理由の説明をさせていただきます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議

規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、決議案第1号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより決議案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、決議案第1号 並行在来線の存続等に関する調査特別委員会設置に関する決議は、原案のとおり可決されました。

ただいま設置されました並行在来線の存続等に関する調査特別委員会の委員の選任についてお諮りいたします。並行在来線の存続等に関する調査特別委員会委員に、野呂栄二議員、近藤徹哉議員、藤野博三議員、庄巖龍議員、寺田進議員、中谷栄利議員、山本正行議員、以上7名の議員を指名いたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました7名の議員を並行在来線の存続等に関する調査特別委員会委員に選任することに決しました。

議事の取り扱い上、暫時休憩します。

休憩 午後 1時34分

---

再開 午後 1時45分

○議長(中井寿夫君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長(中井寿夫君) この際、諸般の報告をいたします。

先ほど設置されました特別委員会が休憩中に開催され、正副委員長の互選が行われました。その結果報告が議長の手元に参りましたので、報告いたします。

並行在来線の存続等に関する調査特別委員会委員長、庄巖龍議員、副委員長、山本正行議員、以上のとおり選任されましたので、報告いたします。

以上で諸般報告を終わります。

---

○議長(中井寿夫君) 次に、さきに議会運営委員会の委員長から報告がありましたように、日程第12、意見案第1号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める要望意見書、日程第13、意見案第2号 水産業の体質強化を求める要望意見書、日程第14、意見案第3号 太陽光発電の適切な導入に向けた制度設計と運用を求める要望意見書、日程第15、意見案第4号 義務教育の機会均等の確保と教育予算の確保・拡充を求める要望意見書、日程第16、意見案第5号 生産段階からプラスチックごみ減量対策に取り組むことを求める要望意見書の以上5件を一括議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、日程第12ないし日程第16を一括議題といたします。

お諮りいたします。一括議題の意見案第1号ないし意見案第5号につきましては、いずれも提出者の説明及び委員会付託を省略することにいたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、提出者の説明及び委員会付託は省略することに決しました。

別にご発言がなければ、まず意見案第1号を採

決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、意見案第1号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

次に、意見案第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、意見案第2号 水産業の体質強化を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

次に、意見案第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、意見案第3号 太陽光発電の適切な導入に向けた制度設計と運用を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

次に、意見案第4号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、意見案第4号 義務教育の機会均等の確保と教育予算の確保・拡充を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

次に、意見案第5号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、意見案第5号 生産段階からプラスチ

ックごみ減量対策に取り組むことを求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（中井寿夫君） 日程第17、意見案第6号

マクロ経済スライドの廃止で「減らない年金」の実現を求める要望意見書を議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては、提出者の説明を省略することにいたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、提出者の説明は省略することに決しました。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、意見案第6号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより意見案第6号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、意見案第6号 マクロ経済スライドの廃止で「減らない年金」の実現を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（中井寿夫君） 日程第18、意見案第7号  
高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を求め  
る要望意見書を議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては、提出  
者の説明を省略することにいたしたいと思いま  
す。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、提出者の説明は省略することに決しま  
した。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議  
規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省  
略いたしたいと思えます。これにご異議ありませ  
んか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、意見案第7号については委員会の付託  
を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより意見案第7号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員  
の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、意見案第7号 高齢者の安全運転支援  
と移動手段の確保を求める要望意見書は、原案の  
とおり可決されました。

---

○議長（中井寿夫君） 日程第19、意見案第8号  
所得税法第56条の廃止を求める要望意見書を議  
題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては、提出  
者の説明を省略することにいたしたいと思いま  
す。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、提出者の説明は省略することに決しま  
した。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議  
規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省  
略いたしたいと思えます。これにご異議ありませ  
んか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、意見案第8号については委員会の付託  
を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより意見案第8号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員  
の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立少数であります。

よって、意見案第8号 所得税法第56条の廃止  
を求める要望意見書は、否決されました。

---

○議長（中井寿夫君） 日程第20、意見案第9号  
令和2年度以降の幌延深地層研究計画（案）の  
撤回と、同センターの廃止を求める要望意見書を  
議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては、提出  
者の説明を省略することにいたしたいと思いま  
す。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、提出者の説明は省略することに決しました。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、意見案第9号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより意見案第9号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立少数であります。

よって、意見案第9号 令和2年度以降の幌延深地層研究計画(案)の撤回と、同センターの廃止を求める要望意見書は、否決されました。

---

○議長(中井寿夫君) 日程第21、閉会中の継続審査調査申出について。

各常任委員会並びに議会運営委員会の委員長から、目下委員会において審査調査中の事件につき、会議規則第74条の規定により、お手元に配付いたしました申し出のとおり閉会中の継続審査調査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査調査に付することにご異議

ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査調査に付することに決しました。

---

○議長(中井寿夫君) 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

よって、会議を閉じます。

これをもって令和元年余市町議会第3回定例会を閉会いたします。

閉 会 午後 1時58分

上記会議録は、細川書記・小林書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証する為、ここに署名する。

余市町議会議長            12番    中    井    寿    夫

余市町議会議員            5番    内    海    博    一

余市町議会議員            6番    庄            巖    龍

余市町議会議員            7番    吉    田    浩    一